

## 群馬県済生会前橋病院と黒沢病院の覚書

群馬県済生会前橋病院（以下「甲」という。）と、医療法人社団美心会 黒沢病院（以下「乙」という。）は、地域医療体制確保加算2および外科医療確保特別加算の施設基準に基づき、手術および高度医療の機能分化・集約ならびに術後フォローアップ体制について協議を行い、以下のとおり覚書を締結する。

### （目的）

#### 第1条

本覚書は、消化器外科手術を中心とした高度医療の機能分化および集約を図り、地域における安全かつ効率的な医療提供体制を確保するとともに、両医療機関の連携による術後フォローアップ体制の充実を目的とする。

### （対象手術および機能分化）

#### 第2条

1. 本覚書における対象手術は、主として消化器外科領域における手術（悪性腫瘍手術、腹部緊急手術等を含む）とする。
2. 対象手術および高度な医療は主として甲に集約し、甲において実施する。
3. 乙は、術前の患者紹介、必要に応じて術後の外来を担う。
4. 甲乙は、地域医療の確保の観点から、機能分化および連携体制の維持・向上に努める。

### （術後フォローアップ体制）

#### 第3条

1. 術後のフォローアップは、患者の状態に応じて甲または乙が分担して行う。
2. 術後急性期は主として甲が対応し、状態安定後は必要に応じて乙において継続的な診療を行う。
3. 乙において入院加療が必要と判断された場合は、適切に受け入れを行う。
4. 術後合併症の疑いまたは状態悪化時には、乙は速やかに甲へ連絡し、必要に応じて甲において専門的診療を行う。
5. 診療情報については、診療情報提供書等により適切に共有する。

### （地域医療体制確保に関する協議）

#### 第4条

甲および乙は、手術および高度な医療に関する機能分化ならびに集約による地域医療の確保について、年1回または必要に応じて協議を行うものとする。  
また、その協議内容については、両医療機関において共有し、診療体制に反映させるものとする。

(事前協議)

第5条

甲および乙は、対象手術の実施体制および術後フォローアップ体制等について、あらかじめ十分な協議を行い、その内容を共有する。

(公表および患者への説明)

第6条

1. 甲は、本覚書に基づく協議内容（対象手術の実施医療機関、役割分担、術後フォローアップ体制等）について、ホームページ等により公表する。
2. 甲および乙は、対象患者に対し、当該体制について適切に説明し、理解を得るものとする。

(守秘義務)

第7条

甲および乙は、本覚書に基づく連携により知り得た患者情報等について、関係法令を遵守し、適切に取り扱う。

(有効期間)

第8条

本覚書の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに双方から異議の申し出がない場合は、自動的に更新する。

(協議事項)

第9条

本覚書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを解決する。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和8年4月28日

甲：群馬県済生会前橋病院  
院長 細内 康男



乙：医療法人社団美心会 黒沢病院  
理事長 黒澤 功

